

議案第142号

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月7日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第45条第12項中「指定地域密着型サービス基準条例」という。）の次に「第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。